

会議録

会議の名称	平成20年度 第7回西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	平成20年10月20日（月曜） 午後7時00分から午後8時20分まで
開催場所	保谷庁舎 4階会議室
出席者	審議会委員：北岡、内田、渡邊、伊藤、指田、三原、土屋、小此木、（8名）（敬称略） 事務局：飯島、佐々木、福田（記）、齊藤
議題	1. 学校開放プール事業のあり方について 2. スポーツ振興事業補助金の交付について 3. その他
会議資料の名称	事前配布： 資料1 - 1学校開放プール事業（社会教育プール）について 資料1 - 2開放プール及び学校プール実績 資料1 - 3プール等取締条例及び同条例施行規則（抜粋） 資料1 - 4開放プール実施学区統合案 資料2 平成20年度西東京市スポーツ振興事業補助金の審査結果 当日配布：平成20年度 夏季開放プール利用実績表及び利用者内訳表
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>会長：挨拶</p> <p>事務局：配布資料の確認</p> <p>会長：議題に入る前に、事務局から何かあればお願いします。</p> <p>事務局：本日の議題であります開放プールの担当者を同席させていただきます。</p> <p>会長：議題1について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局：（学校開放プールの概要、課題・問題点（事業コストが高い（利用者の減少）、東京都福祉保健局の学校開放プールに対する方針転換に伴う設備基準の厳格化（現状のまま継続実施するには各校とも施設改修が必要となる）について、今後の開放プールのあり方案（実施校半減案、学校プールへの移行案）について、資料に沿って説明。）</p> <p>事務局：2案のうちどちらかということではなく、考え方としてお示したもので、審議会の中で今後のあり方についてご審議頂ければと思います。</p> <p>会長：予算の面と教育の面とが関係していて難しい問題ではありますが、現場の状況など分からない点があると思いますので、何かご質問・ご意見等があ</p>	

れば出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員：施設改修を行なった場合、学校プールにとってもメリットがありますか。

事務局：学校開放プールというのは「営業プール」に区分けされ、学校が授業や夏休みに実施する学校プールとは位置づけが違います。量水器等が設置されていなくても学校主催のプールは実施できますので、学校にとっては良い面もあるとは思いますが、直接的に大きなメリットがあるわけではありません。

委員：学校プールもいずれ基準が厳しくなるのであれば、順次改修することは学校にとっても必要なことでプラスになるかと思ったのですが、そういうわけではないのですね。

事務局：現状としてはそうです。

会長：単純に考えると学校プールに移行させるほうが比較的簡単ではありますね。ただそうすると現状の学校プールに開放分が追加され学校プールの日数が増えるわけですね。

事務局：その辺は、我々には何とも申し上げられないところです。こちらの案は平均10日前後各校で実施している学校プールに対して支援をする形で予算を配分したらどうか、という大まかな案ですので、その内容については学校プールの所管課である教育指導課にバトンタッチしていくことになります。各校長先生にも、ご意見を伺って決めていかなければなりません。

委員：学校プールの実績を見ると多い学校で15日間、少ない学校で8日間実施していますから、開放プール分を加えて各校15日間というのは出来なくはないといえます。費用の面からもその方が安く上がります。ただし、学校プールは各校児童のみを対象としているので、幼児や、一般開放プール・団体プールの対象者である一般市民は利用できなくなります。少ないとはいえ7,000人以上の利用者がいるのですから。その点を議論することが必要だと思います。

事務局：その点については、認識しております。児童以外の部分について、スポーツ振興課で担う社会教育プールを別の形で考える必要はあると思います。大きく分けるとこういう考え方ができる、というふうに、ご理解いただけたらと思います。

委員：学校プールもプール実施期間は、保健所にプール開設届を出しますが、かつては、その際講習を受けました。行政側は営業プールも学校プールも一律に見ているという実感があります。学校プールも、いずれ営業プールと同じ構造設備基準が適用されるのではないかと、という点を危惧しています。安易に費用面からだけ考えてよいものかどうか。施設の改修には、当初は費用がかかりますが、各校の改修が終われば、各年の開催校数を半減しても1年おきに各校で実施できます。毎年の運営費も現状より削減できますし、今までどおりの形で実施できます。市の財政との兼ね合いでどこまで許されるのかわかりませんが。

委員：市営のプールはスポーツセンターだけでしたか。

事務局：そうです。旧田無では民間のプールを借り上げて開放していました。

委員：例えばそういう形で市民向けプールを実施するというのも考えられますね。

委員：児童開放プールの対象ですが、小学生だけにしてもいいような気がしますが。幼児の利用はどれくらいですか。

事務局：幼児は少ないですね。ほとんどが小学生です。

委員：学校プールについてですが、実績を見ると各校様々ですね。各学校の方針によるのですか。

事務局：そうです。統一的に決められてはいません。

委員：最低限の日数は概ねありますが、授業ではなく学校が提供するサービスです。参加も自由です。指導する教員にも特に手当てなどはありません。

委員：指導する先生方に手当を出すということは可能ですか。

事務局：それは不可能です。事務局で提案した学校プール移行案は、教員の負担を軽減するために、人的な補助ができないか、という意味合いも含んでいます。ただ、それだけでは解消できない点もありますので、その点については、審議会の中で、ある一定の方向性を出して頂きたい、という希望があります。例えばですが、児童開放プールについては児童に限定し学校プールに補助をする形で実施し、団体プールと一般開放プールは別の方法で実施するよう検討してもらいたい、など、そのような形でご意見を頂ければ、それを元に事務局でも検討しまして、具体案をお示しすることができると思います。

会長：その辺の方向性を、できればこの審議会で決めたいということですね。

委員：7,000人、8,000人という利用者がありますが、そのほとんどが児童なのであれば、そこについては、各学校主催の学校開放プールの中で対応できる。団体プールや一般開放プールは、一部の学校を利用して実施しているので、そこは、一般開放型のプールに改修してそこで実施するということも考えられるのではないかと、思います。利用者の内訳のデータが分かれば議論も進むのではないのでしょうか。

事務局：（追加資料を提示。各校の幼児の比率は0～5.2%。一般開放プールの利用者数は1日当たりけやき小24人、青嵐中19人。団体は8日16区分のうち利用は3区分、計31人（20年度実績））

事務局：ここまで色々議論していただきましたが、整理させていただきますと、小学生を対象とした児童開放プールの部分については、学校指導プールの中にある程度支援をしていくということ、幼児や一般開放・団体開放の部分については、別の方法を考えるという方向性でよろしければ、次回具体案を提示させていただくことは可能だと思います。また独自に各委員から、全体的な案だけでなく例えば一般開放は実施すべきだとか、幼児は残してほしいとか、そういったご意見も出していただければ、それを集約させていただければと思います。

委員：団体プールの利用は障がい者団体のようですが、障がい者の方は一般のプールには非常に入りづらい。こういう人達向けのプールは無くして欲しくない。費用はかかるかと思いますが、障がい者が水に親しむ機会は作って頂きたいと、思います。

委員：（追加資料から）これだけはっきりした傾向がわかると、機会を奪わないというバランスに配慮しながら、縮小もやむを得ないのかなという気がします。

会長：基本的には、色々な対象者に機会を与えることは必要です。それと実績とのバランスをどうするかという問題ですね。各委員から何かご意見があれば次回出して頂きたいと、思います。では、議題2に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：スポーツ振興事業補助金交付要綱に基づいて2団体から申請がございましたのでご報告をさせていただきます。本事業は、約8,300万円のスポーツ振興基金の運用益を充てている事業でございます。事業内容としては、各団体が国際大

会や全国大会等に出場する際の旅費等について補助を行うものです。（申請内容は別紙のとおり。）交付要綱に基づき交付するという事によろしいでしょうか。

委員：承認します。

会長：報告事項はありますか。

事務局：先日の体育の日に市民スポーツまつりが行われました。天気にも恵まれて、参加者も約4,500人と非常に盛況でした。事故もなく無事終了しましたので、ご報告させていただきます。

会長：それでは、ありがとうございました。